

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第3項	iii	
第18条	第1項	iii	
第18条	第3項	iii	
第33条	第4項	iii	
第33条	第5項	iii	
第34条	第6項	iii	
第34条の2	第2項	iii	
第34条の2	第4項		準用規定
第34条の2	第5項		準用規定
第38条	第1項	iii	
第38条	第2項	iii	
第38条	第3項	iii	
第38条	第4項	iii	
第38条	第5項	iii	
第39条		iii	
第40条	第2項	iii	
第41条	第1項	iii	
第41条	第2項	iii	
第42条	第1項ただし書	iii	
第45条	第1項	iii	
第46条の2	第2項	iii	
第48条	第2項	iii	
第48条の2	第3項		準用規定
第50条	第1項	iii	
第50条	第2項	iii	
第50条	第3項	iii	
第50条	第4項	iii	
第50条	第5項	iii	
第53条	第1項	iii	
第54条		iii	
第57条	第1項	iii	
第62条	第2項	iii	
第62条	第5項	iii	
第62条	第6項	iii	
第62条	第7項	iii	

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第62条	第8項	iii	
第62条	第10項	iii	
第63条		iii	
第64条		iii	
第65条		iii	
第66条	第1項	iii	
第66条	第2項	iii	
第67条		iii	
第68条	第1項	iii	
第68条の2	第1項	iii	
第68条の2	第4項	iii	
第70条		iii	
第71条		iii	
第72条		iii	
第73条			準用規定
第76条			準用規定
第77条	第1項	iii	
第78条		iii	
第79条	第2項	iii	
第79条	第3項	iii	
第80条	第1項	iii	
第80条	第2項	iii	
第80条	第3項	iii	
第83条	第1項	iii	
第83条	第2項	iii	
第83条	第3項	iii	
第84条			準用規定
第86条の4	第7項	iii	
第86条の4	第9項	iii	
第86条の4	第11項	iii	
第95条	第1項	iii	
第95条	第2項	iii	
第96条		iii	
第97条	第1項	iii	
第97条	第2項	iii	

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第97条	第3項	iii		
第98条	第1項	iii		
第100条	第5項	iii		
第100条	第6項	iii		
第100条	第9項	iii		
第101条の3	第2項	iii		
第105条	第1項	iii		
第105条	第2項	iii		
第106条	第2項	iii		
第107条		iii		
第108条	第1項	iii		
第109条		iii		
第110条	第1項	iii		
第110条	第3項	iii		
第110条	第4項	iii		
第112条	第5項	iii		
第112条	第6項	iii		
第112条	第7項			準用規定
第112条	第8項	iii		
第113条	第1項	iii		
第113条	第2項	iii		
第114条		iii		
第116条		iii		
第117条		iii		
第119条	第3項	iii		
第120条	第1項	iii		
第120条	第2項	iii		
第120条	第3項	iii、iv	e	
第125条	第1項	iii		
第125条	第2項	iii		
第126条	第1項	iii		
第126条	第2項	iii		
第134条	第1項	iii		
第134条	第2項	iii		
第147条		iii、iv	e	

分野	1	通番	1
法律名	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第161条	第3項	iii		
第161条	第4項	iii		
第164条の5	第3項	iii		
第167条	第1項	iii		
第167条	第3項	iii		
第169条	第2項	iii		
第169条	第5項	iii		
第175条	第1項	iii		
第175条	第2項	iii		
第192条	第1項	iii		
第192条	第2項	iii		
第192条	第3項	iii		
第196条		iii		
第201条の11	第4項	iii		
第201条の11	第11項	iii、iv	e	
第201条の14	第2項	iii、iv	e	
第205条	第1項	iii		
第205条	第2項	iii		
第209条	第1項	iii		
第209条	第2項			準用規定
第209条の2	第1項	iii		
第215条		iii		
第216条	第1項			準用規定
第216条	第2項			準用規定

分野	1	通番	2
法律名	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第8条	第5項	×	
第11条	第2項	×	第17条で準用
第12条		×	第17条、第19条で準用
第13条	第1項	×	第17条、第19条で準用
第13条	第2項	×	第17条で準用
第13条	第3項	×	第17条、第19条で準用
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第16条	第3項	×	
第16条	第4項	×	
第16条	第6項	×	
第16条	第7項		準用規定
第18条	第1項	×	
第18条	第2項	×	
第18条	第3項	×	
第18条	第4項	×	
第18条	第6項	×	
第18条	第7項		準用規定
第20条	第1項	×	第23条で準用
第20条	第2項	×	第23条で準用
第21条	第3項	×	第23条で準用
第22条	第2項	×	第23条で準用
第22条	第4項	×	第23条で準用
第26条	第2項	ア	第28条で準用
第34条	第4項	×	
第34条	第5項		準用規定
第34条	第7項	×	
第36条		×	

分野	1	通番	3
法律名	人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第3項	×		
第6条	第8項	×		

分野	1	通番	4
法律名	独立行政法人水資源機構法(平成十五年法律第百八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第14条	第7項	×		
第29条				土地改良法第39条の適用

分野	1	通番	5
法律名	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第4項	×	



分野	1	通番	6
法律名	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		i	
第6条		i	
第8条	第2項	ア	

分野	1	通番	7
法律名	行政手続法(平成五年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	ア	
第5条	第2項	ア	
第5条	第3項	ア	
第6条		ア	
第7条		ア	
第8条	第1項	ア	
第8条	第2項	ア	
第11条	第1項	ア	
第12条	第2項	ア	
第13条	第1項	ア	
第14条	第1項	ア	
第14条	第2項	ア	
第14条	第3項	ア	
第15条	第1項	ア	
第15条	第2項	ア	
第18条	第1項	ア	
第19条	第1項	ア	
第19条	第2項	ア	
第20条	第1項	ア	
第20条	第6項	ア	
第22条	第2項	ア	
第24条	第1項	ア	
第24条	第2項	ア	
第24条	第3項	ア	
第25条		ア	
第26条		ア	
第30条		ア	

分野	1	通番	8
法律名	行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条		ア	
第17条	第2項	ア	
第18条	第1項	ア	
第18条	第2項	ア	
第18条	第3項	ア	
第21条		ア	
第22条	第2項	ア	
第22条	第5項	ア	
第25条	第1項	ア	
第29条	第2項	ア	
第33条	第2項	ア	
第34条	第3項	ア	
第34条	第4項	ア	
第34条	第5項	ア	
第34条	第6項	ア	
第34条	第7項	ア	
第38条		ア	
第40条	第1項	ア	
第40条	第2項	ア	
第40条	第3項	ア	
第40条	第4項	ア	
第40条	第5項	ア	
第40条	第6項	ア	
第41条	第1項	ア	
第41条	第2項	ア	
第42条	第2項	ア	
第42条	第3項	ア	
第42条	第4項	ア	
第43条	第1項	ア	
第43条	第2項	ア	
第43条	第3項	ア	
第43条	第4項	ア	
第44条		ア	
第46条	第1項	ア	
第47条	第1項	ア	

分野	1	通番	8
法律名	行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第47条	第2項	ア	
第47条	第3項	ア	
第47条	第4項	ア	
第47条	第5項	ア	
第48条			準用規定
第50条	第1項	ア	
第50条	第2項	ア	
第51条	第1項	ア	
第51条	第2項	ア	
第51条	第3項	ア	
第52条	第1項		準用規定
第52条	第2項		準用規定
第55条		ア	
第56条			準用規定
第57条	第1項	ア	
第57条	第2項	ア	
第57条	第3項	ア	
第58条	第3項	ア	

分野	1	通番	9
法律名	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	イ		
第4条の4	第1項	×		
第4条の4	第3項	iv	d	
第4条の12	第3項	ア		
第4条の15	第1項	iv	d	
第4条の15	第2項	×		
第4条の16	第1項	iv	d	
第4条の16	第3項	iv	d	
第13条の22	第2項	ア		
第13条の22	第3項	ア		
第14条の2	第3項	iv	e	
第14条の3	第2項	ア		
第14条の3	第3項	ア		
第14条の3	第4項	ア		
第14条の3	第5項	ア		
第14条の4	第1項	ア		
第14条の5		イ		